

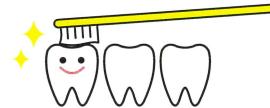
令和元年度

# 20歳からの歯科健康診査のお知らせ

一生涯を通じておいしく食べられる、きれいな歯でいられるように、この健診を受けましょう。



## 20歳からの歯科健康診査のおすすめポイント



### ☆パノラマレントゲン撮影

20歳前後から生えてくる「親知らず」の状態や歯・顎の骨など全体の様子を知ることができます。

※パノラマレントゲン撮影が行えない医療機関があります。ご予約時、指定医療機関にお確かめ下さい。



諏訪市に住所があり、下記の期間に  
生まれた方

20歳(H11.4.2～H12.4.1)

25歳(H6.4.2～H7.4.1)

30歳(H1.4.2～H2.4.1)

35歳(S59.4.2～S60.4.1)

受診  
方法

### ※健診受診時にやっていただきたいこと

○受診を希望する実施医療機関（別紙参照）へ予約したうえで受診して下さい。

※一部の医療機関ではパノラマレントゲンの代わりにデンタル10枚法でのレントゲン撮影になります。予約の際に確認をお願いします。

○レントゲン撮影（パノラマもしくはデンタル10枚法）を行うことが前提ですが、希望されない場合はその旨を医療機関へ伝えて下さい。（健康診査当日で結構です。）



### 諏訪市内の歯科医院

（別紙の実施医療機関一覧表をご覧ください。）



令和元年8月1日(木)～

令和2年3月31日(火)

※休診日を除く



### 問診、口腔内診査、健診結果説明、 レントゲン撮影

（パノラマもしくはデンタル10枚法撮影）

※健診当日は、原則上記の健診のみとなります。

健診結果で歯科治療を希望される場合には、別途費用（医療保険の負担金）が必要となります。



受診時の  
持ち物

### ○届いた通知（本状と封筒）

### ○一部負担金 1,500円

受診時に医療機関へお支払い下さい。  
ただし、レントゲン撮影をしなかった  
場合は500円です。

### ○保険証

必ずお持ち下さい。

### ■一部負担金免除証発行について

下記の方は無料で健診を受けられます。

○市民税非課税世帯、生活保護世帯

○福祉医療受給者



### 【免除申請について】

申請場所：諏訪市保健センター

持 ち 物：印鑑

福祉医療受給者証（お持ちの方）

### 《個人情報の取り扱いについて》

下記事項をよくお読みいただき、個人情報の収集・利用に同意の上、  
健診をお申込み、または受診してください。

健診について、疾病の早期発見・早期治療および保健指導などによる  
健康状態・生活習慣改善、検査制度の管理を適切に行うため、次の  
通り個人情報を利用します。

- ①健康診断サービス（検査・問診・判定・保健指導・事後指導・経年データ管理）
- ②健康診断の管理運営業務（日程管理・事前案内・健診結果報告書発送管理など）
- ③会計・経理
- ④検査業務の委託などの業務委託
- ⑤健診精度管理（精密検査結果の把握・発見がん追跡調査）
- ⑥医療事故の報告



【問合せ先】諏訪市保健センター 諏訪市湖岸通り5-12-18

電話：0266-52-4141（内線592）

FAX：0266-58-0019